

第1期成田市こども計画 別冊

施策の体系に基づく具体的な取組

令和7年3月31日現在

- ・この別冊は、第1期成田市こども計画の計画期間内において実施を予定している施策に係る具体的な取組の一覧です。
- ・事業の対象は次のとおりです。
 - 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者（0～5歳）
 - 学童期：小学生（6～12歳）
 - 思春期：中学生からおおむね18歳までの者（12～18歳）
 - 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者（18～29歳）
※施策によっては、ポスト青年期（30～39歳）の者も対象としています。
- ・各事業の「主な取組事項 掲載番号」の欄には、第4章 施策の展開のうち各基本施策に掲載する表「主な取組事項」内の「No.」を掲載しています。
- ・この別冊に掲載する取組は、毎年度更新することとします。

【目次】

基本目標 1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

基本施策① こどもの意見表明・社会参画の推進	2
基本施策② こどもの権利の保障	3
基本施策③ 幼児教育・保育、学校教育の充実	4
基本施策④ こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実	8
基本施策⑤ 障がい児・医療的ケア児等への支援	14
基本施策⑥ 困難に直面するこどもへの支援	17

基本目標 2 こどもが安心して育つための家庭への支援

基本施策① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	19
基本施策② 子育て支援サービスの充実	24
基本施策③ 子育て世帯への経済的支援	26
基本施策④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援	28

基本目標 3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

基本施策① 地域における子育て支援活動の推進	30
基本施策② こどもや子育て世帯が安心して過ごせる環境の整備	32

第1期成田市こども計画 施策の体系に基づく具体的な取組

基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

基本施策① こどもの意見表明・社会参画の推進

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
95	1	こども・若者参画推進事業【新規】	こども・若者に意見表明の機会や社会的活動に参画する機会を確保し、こども・若者の意見を市の施策に反映することを目的に、事業提案を行うこども未来政策委員会を組織する。			○	○		こども政策課
95	2	市政懇談会開催事業	まちづくり茶論の一環として、次世代を担うこども（小学生）を対象とし、学校生活や成田市への思い、将来の夢などについて、市長と直接対話をするこども茶論を実施する。また、中学生議會を市議會に準じた形で開催し、中学生の視点からの意見を聴く機会とする。		○	○			市民協働課

基本施策② こどもの権利の保障

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
97	1	人権に関する普及・啓発、相談	佐倉人権擁護委員協議会の人権擁護委員と連携・協働し、人権に関する理解と関心を深めるためのイベントや普及・啓発活動、相談会、人権教室などを実施する。	○	○	○	○		市民協働課
97	2	こども家庭センターの運営	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、児童福祉部門と母子保健部門の機能を統合した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的相談機関を運営する。	○	○	○	○		子育て支援課
97	3	教育支援センター運営事業	教育支援センター内にふれあいるーむ21を開設し、不登校児童生徒の学校復帰事業や社会的な自立に向けての支援を行うほか、市独自に小学校に教育相談員を配置し、いじめ、不登校等の予防及び早期発見、早期対応を行うと共に、問題行動を起こす児童への対応を行えるよう、児童・保護者・教員への相談活動を行う。		○	○			教育指導課
97	4	こころの発達相談/こころの健康相談の実施	小児科・精神科の医師などによる相談受付を行う。	○	○	○	○		健康増進課
97	4	思春期の児童生徒の悩みに対する支援	多様化する児童生徒の問題に対応するため、保護者との個別面談に専門医等の派遣を行う。			○			教育指導課
97	5	自殺対策事業	広報誌やホームページ等による正しい知識や予防について啓発し、いのちを支えるSNS相談窓口等相談先についても周知を図る。	○	○	○	○		健康増進課
97	6	性的マイノリティ（LGBTQ）の普及	性の多様性への正しい理解と啓発を図るため、男女共同参画情報誌「さざなみ」などでの情報提供を行う。	○	○	○	○		市民協働課

基本施策③ 幼児教育・保育、学校教育の充実

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
99	1	子ども・子育て支援施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童を対象に、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園及び幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	○					保育課
99	2	大栄幼稚園整備事業	老朽化の進む大栄幼稚園について、建物の改修工事等を行う。	○					こども政策課
99・100	2・11	大栄幼稚園管理運営事業	大栄幼稚園の管理運営及び幼児の教育振興に必要な事業の推進を図る。	○					保育課
99	3	保育園整備事業	児童の保育環境の向上のため、成田市立保育園の施設・設備等の良好な整備を行う。	○					こども政策課
99・100	3・7・9 11・12	保育園運営事業	共働き世帯の増加等、年々増加傾向にある保育需要に対応するため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする乳幼児の健全な育成を図るため、全13園の公立保育園等を運営する。	○					保育課
99	5	私立幼稚園幼児教育振興事業	市内私立幼稚園における教育環境の整備及び幼児教育の振興を図る。	○					保育課
99	6	地域型保育給付事業	待機児童解消を早期に図るため、預かり先となる地域型保育事業所に対し、施設型給付費及び施設の運営に係る補助金を支給し、地域型保育事業の実施を促進する。	○					保育課
99	6	私立保育園等運営委託事業	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする児童の入所を委託した場合、民間保育所に対しては委託費を支払い、認定こども園等に対しては施設型給付費を支払うことにより、入所後の保育について最低基準を維持するために必要な経費を負担し、入所児童の健全な育成を図る。	○					保育課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
99・100	6・12	私立保育園等運営費支援事業	私立保育園等の健全な運営の促進及び入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。また、地域子育て支援サービスの充実を図るために、対象事業を実施している私立保育園等にその経費の一部を補助する。	○					保育課
99	8	地域型保育基盤整備事業	子ども・子育て支援新制度において設けられた「子育て支援員研修」を開催し、新制度で実施される事業を担う人材の養成を図る。	○	○				こども政策課
99	8	保育士確保・処遇改善促進事業	市内の私立保育園等に勤務する保育士に対し、毎月給与の上乗せおよび本市での勤務年数に応じて一時金を支給し、給与面での処遇改善を行い、市内で働く保育士の確保・定着を図る。	○					保育課
100	10	認可外保育施設等利用者補助事業	認可保育所等を待機になったことにより、やむなく認可外保育施設を利用している保護者がいることから、認可保育所との負担格差を解消するため、利用料の一部を補助する。併せて、入所児童の健診に要する経費の一部を補助することにより、施設の健全な運営の促進と入所児童の処遇向上を図る。	○					保育課
100	13	個性を生かす教育推進事業	こどもの『生きる力』をはぐくみ、個性の伸長を目指すために、一人一人のこどもに応じたきめ細かな指導を行うことをねらいとする。		○	○			学務課
100	13	小規模学校支援教員配置事業	現在市内の一部の小学校において、隣り合う2つの学年の児童数が16人以下となり、複式学級が生じている。複式学級を2つ以上有する小学校に小規模学校支援教員を配置し、各学年に応じたきめ細かな学習を推進するとともに、学校運営の円滑化を図られるよう支援する。		○				学務課
100	13	事故対策補助教員配置事業	教職員が急な病気や怪我のために勤務につけず、更に県からの派遣が困難となる期間に、児童生徒の学習活動や学校の教育活動に支障をきたすことのないよう非常勤講師を派遣する。		○	○			学務課
100	13	特認校支援事業	今後、児童数が減少し、小規模化の著しい進展が見込まれる豊住小学校を、学区外の地域から通学することを認める「小規模特認校」とすることで、児童数を増加させ、小規模化に歯止めをかけるため、他の学校とは一線を画する特色ある教育を展開することによって、その魅力を一層充実させていく。		○				学務課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
100	13	学力調査事業	児童生徒一人一人の学習内容の理解状況を客観的に把握することで、学習指導の向上・改善を図るとともに、学習意欲を喚起し、学力の向上を図る。		○	○			教育指導課
100	13	特色ある学校づくり事業	校長のリーダーシップを基に自主性・自律性を高め、特色ある学校づくりを推進するため、学校ごとに作成した計画の推進を校長会に一括して委託する。		○	○			教育指導課
100	13	英語科研究推進事業	全小学校を教育課程特例校として英語科を設置し、1～4学年は20分の授業を週2回、5・6学年はそれに加え45分の授業を週1回実施し、児童の英語によるコミュニケーション能力の基礎を育成する。全中学校も教育課程特例校として、英語科授業の時間を拡充し、生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成及び国際教育の充実を図る。義務教育学校においても同様の授業を実施する。		○	○			教育指導課
100	13	小学校通学支援事業（小学校スクールバス） 中学校通学支援事業（中学校スクールバス）	学校適正配置により統合等が生じた小学校・中学校の児童生徒に対し、スクールバスを運行し児童生徒の通学時の安全を確保する。		○	○			教育指導課
100	13	小学校教育情報化推進事業 中学校教育情報化推進事業	小学校・中学校に教育用コンピュータを導入し、児童生徒の情報教育の推進を図る。		○	○			教育指導課
100	13	学校保健安全事業	児童生徒が快適な学校生活を送るために適した環境を維持し、児童生徒の健康保持・増進及び学習能率の向上を図る。また、学校管理下で起こった災害に対し円滑に給付が行えるよう、市が保険料の全額を負担し、給付の事務手続きを行う。 安全対策として、自転車通学する中学生を対象に交通事故防止用ヘルメットの購入助成を行うとともに、新入学児童に対してランドセルカバーと黄色い帽子を支給する。また、小・中学生を対象として防犯ブザーを貸与し、通学時等の児童生徒の安全を図る。		○	○			教育指導課
100	13	副読本整備事業	小学校3・4年生が、地域学習を行う際に使用するデジタル社会科副読本「わたしたちの成田市」等の改訂編集作業を行う。		○				教育指導課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
100	13	教育センター運営事業	成田市立幼・小・中・義務教育学校職員に対する支援を通して、学校における教育活動の振興と充実を図る。	○	○	○			教育指導課
100	13	学校図書館司書配置事業	豊かな人間性をはぐくみ、情報化社会に対応できる児童生徒を育成するため、学校図書館司書を配置し、図書館教育の推進、児童生徒の読書活動を推進するために、学校図書館の蔵書管理・環境整備、児童生徒の読書活動の補助を行う。		○	○			教育指導課
100	13	課外活動支援指導者派遣事業	市内小中義務教育学校における部活動の顧問教諭による技術指導が困難な場合において、専門的な指導力を備えた外部指導者を派遣し、児童生徒の技術の向上を図る。		○	○			教育指導課
100	14	日本語教育補助員配置事業	外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活の適応を支援するため、日本語教育補助員を配置するほか、急な転入等に対応できるよう有償ボランティアの派遣を行う。		○	○			教育指導課
100	15	学校運営協議会推進事業	「地域の特色を活かすための人材活用」「地域のよさを知り、地域の一員として自覚をもったこどもの育成」を具体的な目標としながら、地域と学校が連携し一体となって、未来の創り手となる成田のこどもたちを育てる。		○	○			生涯学習課
100	15	学校支援地域本部事業	学校の求めに応じて、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できるしくみを整え、地域ぐるみでこどもを見守り育てる体制づくりを推進する。これにより、教員がこどもと向き合う時間を確保し、教員の負担軽減を図る。		○	○			生涯学習課

基本施策④ こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
102	1	子育て支援センター管理運営事業	就学前の親子を対象にした「なかよしひろば」及び小学生から高校生までを対象とした「ふれあいひろば」を設置・運営する。	○	○	○			こども政策課
102	1	子どもの遊び場整備事業	児童に豊かな遊び場を提供し健全育成に資するため、子どもの遊び場の整備充実を推進する。	○	○	○			こども政策課
102	1・2	こどもの居場所づくり推進事業【新規】	こどもが気軽に安心して過ごせる「こどもの居場所」について更なる充実を図るとともに、こどもたちが地域の幅広い世代とつながる機会を確保することを目的として、「こどもの居場所」の新規開設、整備及び実施に要する経費の一部を助成する。また、市内の小学生を対象として、遊びや学習を通して交流できる場を提供する。	○	○	○	○	○	こども政策課
102	3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全てのこどもの育ちを応援するとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消につなげるため、保育所等に通っていないこどもも保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に教育・保育施設等を利用できる乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を実施する。	○					こども政策課 保育課
102	4	青春HiROBA（アオハルひろば）の 設置・運営	青少年向けの資料を揃えた「青春HiROBA（アオハルひろば）」において、図書を活用して学習できる場を提供することで、青少年の居場所の確保及び本と親しむ機会の創出を図る。			○			図書館
102	4	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせ体験及び配布を行い、乳幼児が絵本と出会う機会の創出を図る。また、読み聞かせを通じて親子の触れ合いの時間を持つ大切さを伝えとともに、将来的な図書館利用のきっかけづくりとする。	○					図書館
102	4	おはなし会の実施	発達段階に応じたおはなし会を定期的実施する。学校では、出張おはなし会・ブックトークを行う。	○	○	○			図書館
102	4	図書館講座の開催	年齢に応じた学びの支援となるよう、こどもや青少年を対象とした図書館講座を実施する。		○	○	○		図書館

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
102	4	こども向けレファレンスの実施	こども向けレファレンスサービスを提供し、学びを支援するとともに、読書活動の推進を図る。	○	○	○			図書館
102	4	こども向けの図書館利用案内の配布	小学生以下の新規登録者に、こども向けの図書館利用案内の配布を行う。	○	○				図書館
102	4	電子書籍サービスの推進	市内公立小中義務教育学校で配布されているタブレット端末などを活用した、こども向けの電子書籍サービスの利用を促進する。	○	○	○			図書館
102	4	こども向け資料の購入・整備	市立図書館の児童向け資料の充実を図り、読書活動を支援する。	○	○	○			図書館
102	4	ブックリストの配布	発達段階に応じたブックリストを作成及び配布し、読書への興味を高める。	○	○	○			図書館
102	4	外国語資料の購入	外国語を母語とするこども向け外国語資料の充実を図り、読書活動を支援する。	○	○	○			図書館
102	5	教育支援センター運営事業（再掲）	教育支援センター内にふれあいるーむ21を開設し、不登校児童生徒の学校復帰事業や社会的な自立に向けての支援を行うほか、市独自に小学校に教育相談員を配置し、いじめ、不登校等の予防及び早期発見、早期対応を行うと共に、問題行動を起こす児童への対応を行えるよう、児童・保護者・教員への相談活動を行う。		○	○			教育指導課
102	6	児童ホーム整備事業	保護者が就労等により昼間家庭にいないこどもたちが、放課後あるいは夏休み等一日を通して適切な遊び及び生活の場として児童ホームの整備を行う。		○				こども政策課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
102	6	児童ホーム管理運営事業	保護者の就労等により放課後に留守家庭となる児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。		○				保育課
102	7	学校体育施設開放事業	市民の身近なスポーツ活動の場として、学校教育に支障のない範囲で、市内の公立小中義務教育学校の体育館、校庭を開放している。また、夏休み期間中に、市営プールから遠い地区にある豊住小、本城小、下総みどり学園の3校で各1週間ずつプールの開放を行っている。	○	○	○	○		スポーツ振興課
103	8	子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援事業)【新規】	生活困窮者の自立を支援することにより、生活困窮者の自立と尊厳を確保し、貧困の連鎖を防止するとともに困窮者支援を通じた地域づくりを目標とする。令和7年度から生活困窮者自立支援法に定める子どもの学習・生活支援事業の効果的な事業実施のため、専門的な知見を持つ株式会社や労働者協同組合等に業務委託をして運営する予定である。		○	○		○	社会福祉課
103	9	児童ふれあい交流事業	児童のふれあい交流に資する事業を実施することにより、児童と保護者のふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全育成を図る。	○	○	○			こども政策課
103	10	国際交流事業	友好・姉妹都市との交流事業を進め、国際交流の推進に寄与する。アメリカ・サンブルーン市と中学生のホームステイによる交流を実施する。			○			文化国際課
103	10	平和啓発事業	市内中学生が被爆地を訪問し、平和の尊さを学び、その感想や成果を多くの市民に伝えることで平和啓発を促進させる。			○			文化国際課
103	10	文化芸術振興事業	小中学生を対象として書写能力の向上及び本市の文化芸術の振興を目的に成田市書き初め大会の開催や文化団体が実施する伝統文化親子教室について、公民館等施設の予約や周知広報等の支援を行う。		○	○			文化国際課
103	10	中郷ふるさと交流館運営事業	地域コミュニティの醸成や地域活動支援、市民の健康づくりに資するため、中郷ふるさと交流館の管理運営事業の一環として、主催事業を開催する。	○	○	○	○		市民協働課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
103	10	コミュニティセンター管理運営事業	指定管理業務の一環として、事業を開催している。	○	○	○	○		市民協働課
103	10	森林保全事業	地域の里山への愛着や関心を深めてもらうため、森林環境譲与税を活用し、市内の小学1年生を対象とした落ち葉拾いやどんぐり集めなどの自然と触れ合う体験などの森林環境教育を実施する。		○				農政課
103	10	都市・農村交流促進事業	親子体験農業教室を実施し、市内の小中学生のいる家族を対象として、野菜苗の植付けや野菜・果樹の収穫体験をしてもらうことで、土との触れ合いや収穫することの喜びなどを通じ、成田市の農業に対する関心を深めてもらい、生産者との距離を縮め、地産地消の促進と農業の振興を図る。		○				農政課
103	10	食育推進事業	食育を推進するにあたり、若年層に対する食育の意識付けが重要であることから、国際医療福祉大学との連携事業において、食育ワークショップ等を行うことで、若年層の食育に対する関心を高める。				○		農政課
103	10	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かなで健やかに育まれる環境づくりを推進する。		○				生涯学習課
103	10	公民館講座教室等開催事業	市民の学習ニーズに応えるとともに、多様化する地域課題を解決するために各地域の状況を考慮しながら、こどもから高齢者までを対象とし、幅広い世代に「学び」の機会を提供するため講座教室等を開催する。	○	○	○	○		公民館
103	11	校外学習等実施事業（学習用バス）	市内及び近隣市町村等において、児童生徒が施設見学等の校外学習を行う際、学習現場と学校間の移動手段として、学習用バスを運行する。		○	○			教育指導課
103	11	校外学習等実施事業（スクールコンサート）	小学校4年生を対象に優れた音楽鑑賞の機会を提供し、生の音楽に直接触れさせることにより、心豊かな児童の育成を図る。		○				教育指導課
103	11	青少年劇場開催事業	青少年の情操教育の一環として、良質な芸術鑑賞の機会を通して、青少年の資質の向上を図る。		○	○	○		生涯学習課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
103	11	青少年健全育成事業	青少年育成団体の活動に助成・支援を行うことにより、地域における青少年活動を活発にし、青少年の健全な育成を図る。		○	○			生涯学習課
103	12	成田スポーツフェスティバルの実施 (スポーツ大会等開催事業)	パラスポーツやニュースポーツなど様々なスポーツ体験に加え、リレーや玉入れといった競技種目もあり、こどもから大人まで誰もが楽しめるスポーツイベントとして毎年開催している。	○	○	○	○		スポーツ振興課
103	12	成田POPラン大会の実施 (スポーツ大会等開催事業)	昭和61年から続く歴史あるスポーツイベントであり、性別を問わず、幅広い年代が参加し全国からも多くのマラソン愛好家が参加するなど、本市のスポーツツーリズムに寄与するスポーツイベントである。		○	○	○		スポーツ振興課
103	12	成田市スポーツ教室・近隣中学校野球大会 ・小学生相撲大会の実施 (スポーツ大会等開催事業)	順天堂大学と連携し、中学生を対象としたさまざまな種目のスポーツ教室を開催するほか、近隣市町の中学生同士による野球大会「近隣中学校野球大会」や、市内中学生を対象とした「小学生相撲大会」を開催している。		○	○			スポーツ振興課
103	12	共生社会ウィークメインイベントの実施 (スポーツツーリズム推進事業)	毎年8月18日から24日までを共生社会ウィークと位置づけ、スポーツを通じて共生社会に対する理解を深める取組みを行っており、メインイベントでは、パラスポーツ体験会やパラスポーツ大会を行っている。	○	○	○	○		スポーツ振興課
103	12	アメリカ陸上クリニックの実施 (スポーツツーリズム推進事業)	ホストタウン事業の一環として平成29年度から開催している事業であり、アメリカ陸上連盟からナショナルコーチとトップアスリートを招聘し、市内幼児(4歳～)・小中学生を対象とした陸上クリニックを開催している。	○	○	○			スポーツ振興課
103	12	パラスポーツ関連事業 (スポーツツーリズム推進事業・ スポーツ競技大会誘致事業)	パラスポーツを身近に感じるとともに、障がいに対する理解を育むため、希望する小学校と中学校においてブラインドサッカーの体験会を授業として行う「スポ育」を実施している。また、国内・世界トップレベルのパラスポーツ大会を誘致し、見る機会を提供している。		○	○			スポーツ振興課
103	12	スポーツ団体育成事業	市民のスポーツ・レクリエーション活動の中心となる各スポーツ団体の強化・育成を通じて、市民のスポーツ活動の充実に努めている。		○	○	○		スポーツ振興課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
103	13	スポーツ競技力向上事業	競技水準の向上を目的として選手の一層の飛躍を期待して激励金を支給している。主に、海外及び国内全国大会規模以上の公式競技会等に日本又は千葉県代表として、競技に参加する選手が対象となる。		○	○	○		スポーツ振興課
103	13	課外活動支援事業	運動部活動を行っている児童生徒の競技会出場経費を補助し、健やかな心身の発達を援助する。 文化芸術活動を行っている生徒の県内外のコンクール・大会出場経費を補助し、健やかな心身の発達を援助する。		○	○			教育指導課
103	14	部活動地域移行モデル事業	少子化の中でも、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、学校部活動を段階的に地域移行していくことができるよう、土日・祝日の学校部活動を地域クラブとしての活動とするモデル事業を実施する。			○			教育指導課

基本施策⑤ 障がい児・医療的ケア児等への支援

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
105	1・4・5	こども発達支援センター管理運営事業	発達に遅れや障がいのあるこどもと保護者のための通園事業を実施するほか、こどもの発達に関するさまざまな相談に対応する。また地域における支援体制の充実を目的として運営する。	○	○				障がい者福祉課
105	1	こころの発達相談の実施（再掲）	精神運動発達についての診察・相談を行い、早期療育へつなげるため、小児神経科医、児童精神科医小児科医による個別相談を実施する。	○					健康増進課
105	2	保育園運営事業（再掲）	共働き世帯の増加等、年々増加傾向にある保育需要に対応するため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする乳幼児の健全な育成を図るため、全13園の公立保育園を運営する。	○					保育課
105	3	中学校バリアフリー整備事業	学校に多目的トイレやスロープを整備することでバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい施設とする。			○			学校施設課
105	3	児童生徒就学支援事業	心身に障がいのある児童生徒の適切な就学指導を行うため、成田市心身障害児教育支援委員会において個別の審議を行うほか、学校適応専門指導員を配置し、指導主事と共に児童生徒の調査及び保護者からの相談、入学後の適応指導並びに教員に対する指導助言を行う。		○	○			教育指導課
105	3	養護補助員配置事業	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に、養護補助員を配置し、障がい種別と程度に応じた個別指導の充実を図るとともに、安全な学校生活を送ることができるようにする。		○	○			教育指導課
105	3	特別支援教育支援員配置事業	市内小中学校の通常学級に在籍する発達障がい等の児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置し、授業への入り込み指導や、取り出しによる個別指導等の学習サポートを行う。		○	○			教育指導課
105	3	特別支援学級児童支援事業 特別支援学級生徒支援事業	特別支援学級児童生徒の保護者の負担を軽減するため学用品費等の購入に対し補助を行う。		○	○			教育指導課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
105	5	障がい児福祉サービス	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児施設への通所、車いす、座位保持装置など補装具の購入、ベッドや頭部保護帽などの日常生活用具の給付などのさまざまな福祉サービスを行う。	○	○	○			障がい者福祉課
105	5	ほっとすまいるセンター (成田市障がい者相談センター)	障害のある児・者やその保護者・介護者などを対象に、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための必要な援助、在宅や賃貸住宅への支援など必要な助言や相談を行う。	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	5	成田地域生活支援センター・ 地域生活支援センターサザンカの里	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、相談、地域交流などを行う。	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	6	ライフサポートファイルの利用促進	生涯を通じ、一人ひとりに適した一貫した支援を提供することができるよう、生活状況や支援内容を記録することができるライフサポートファイルの周知を行い、障がい者相談センターなどで配布し、利用促進を図る。	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	7	障がい者福祉手当	障がいの程度により手当を支給する（所得制限あり）。	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	7	特別児童扶養手当	心身に重度もしくは中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に県が特別児童扶養手当を支給する（所得制限あり）。	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	7	指定難病等見舞金	指定難病医療費助成制度または18歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象になった児童に見舞金を支給する（障害児福祉手当との併給不可）。	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	8	自立支援医療（育成医療）	18歳未満で身体に障がいがあり、指定医療機関において入院・手術などにより確実な治療効果が期待できる児童を対象に、医療費の一部を公費で負担する。	○	○	○			障がい者福祉課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
105	8	自立支援医療（精神通院）	精神障がい（発達障がいを含む）のある人が、精神疾患の治療（デイケア、薬剤治療を含む）を通院により指定医療機関で受けたとき、医療費の一部を県が負担する（入院治療は除く）	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	8	自立支援医療（更生医療）	18歳以上で身体に障がいがあり、指定医療機関において障がいの程度を軽くし、もしくは取り除き、または障がいの進行を防ぐために必要な医療費の一部を公費で負担する。				○		障がい者福祉課
105	8	精神障害者医療費助成	自立支援医療（精神通院）を利用している精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、入院以外の医療費の自己負担を助成する。（子ども医療費助成および高校生医療費助成、母子・父子家庭医療等助成が優先）	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	8	重度心身障害者（児）医療費助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)～Aの2または精神障害者保健福祉手帳1級の心身障がい者（児）が、医療機関で診療を受けた場合の保険診療分の自己負担の一部を助成する（所得制限あり）	○	○	○	○		障がい者福祉課
105	9	居宅訪問型児童発達支援の実施	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して保育士等が居宅を訪問して療育を提供し、こどもの心身の発達を支援するサービスを実施する。医療的ケアを必要とする児童や重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児童等の児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象である。	○	○	○			障がい者福祉課

基本施策⑥ 困難に直面するこどもへの支援

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
107	1・4	こども家庭センターの運営（再掲）	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、児童福祉部門と母子保健部門の機能を統合した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的相談機関を運営する。	○	○	○	○		子育て支援課
107・108	1・10	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる特に支援が必要な家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、養育環境を整える。	○	○	○	○	○	子育て支援課
107	2	子どもを守る地域ネットワークの設置	要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会として設置する。	○	○	○	○		子育て支援課
107	3	親子のコミュニケーション講座の実施	児童虐待の防止を図るため、保護者がこどもとのコミュニケーションの取り方や、しつけのスキルなどを学ぶ講座を開催する。	○	○	○			子育て支援課
107	5	女性のための相談	女性のための相談窓口など各種相談窓口を設け、相談体制の充実を図るとともに、相談員などの研修、DV防止のための啓発などを行う。	○	○	○	○		市民協働課
107	6	こころの発達相談/こころの健康相談の実施（再掲）	小児科・精神科医師による相談受付を行う。	○	○	○	○		健康増進課
107・108	6・9	教育支援センター運営事業（再掲）	教育支援センター内にふれあいのむ21を開設し、不登校児童生徒の学校復帰事業や社会的な自立に向けての支援を行うほか、市独自に小学校に教育相談員を配置し、いじめ、不登校等の予防及び早期発見、早期対応を行うと共に、問題行動を起こす児童への対応を行えるよう、児童・保護者・教員への相談活動を行う。		○	○			教育指導課
107	7	子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業）【新規】（再掲）	生活困窮者の自立を支援することにより、生活困窮者の自立と尊厳を確保し、貧困の連鎖を防止するとともに困窮者支援を通じた地域づくりを目標とする。令和7年度から生活困窮者自立支援法に定める子どもの学習・生活支援事業の効果的な事業実施のため、専門的な知見を持つ株式会社や労働者協同組合等に業務委託をして運営する予定である。		○	○		○	社会福祉課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
108	8	こどもの居場所づくり推進事業【新規】 (再掲)	こどもが気軽に安心して過ごせる「こどもの居場所」について更なる充実を図るとともに、こどもたちが地域の幅広い世代とつながる機会を確保することを目的として、「こどもの居場所」の新規開設、整備及び実施に要する経費の一部を助成する。また、市内の小学生を対象として、遊びや学習を通して交流できる場を提供する。	○	○	○	○	○	こども政策課
108	11	生活保護扶助費（進学・就職準備給付金） の支給	大学等に進学する者に対して進学の際の新生活の立ち上げの費用として給付金を支給する。 高等学校卒業後において、安定した職業に就くこと等により自立する者に対して、就職する際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給する。				○	○	社会福祉課
108	12	日本語教育補助員配置事業（再掲）	外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活の適応を支援するため、日本語教育補助員を配置するほか、急な転入等に対応できるよう有償ボランティアの派遣を行う。		○	○			教育指導課
108	13	NARITA暮らしの便利帳の発行	市役所での各種手続きや施設の案内などを掲載する「NARITA暮らしの便利帳」の電子ブック版を多言語対応とすることで、外国人住民の暮らしに役立つ情報を発信する。	○	○	○	○		広報課
108	13	外国人に係る総合相談窓口運営事業	外国人労働者や居住者等に対する支援として、外国人に対する多言語に対応した総合相談窓口を設置する。				○		市民協働課

基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援

基本施策① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
110	1	こども家庭センターの運営（再掲）	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、児童福祉部門と母子保健部門の機能を統合した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的相談機関を運営する。	○	○	○	○		子育て支援課
110	1	出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・育児関連用品の購入に係る負担の軽減を図るための経済的支援を一体的に実施する。	○			○		子育て支援課
110	2	妊婦健診の実施	妊婦の健康管理と異常の早期発見などにより、安心して健やかな妊娠や出産ができるよう14回分の妊婦健康診査を公費負担で実施。既定の利用額を超えて自己負担が生じた場合についても一部助成を実施。 また、多胎妊娠に伴い14回分を超えて健診を受けた場合でも、最大5回分まで助成を行う。				○		健康増進課
110	2	世界早産児デーの啓発	早産における課題や負担に対する意識を高めることを目的に、啓発活動を行う。	○	○	○	○		健康増進課
110	3	母子訪問指導事業の実施	出産にあたり、リスクのある妊婦や出産後の母子の健康保持を図り、育児不安や悩みに早期に対応するため、訪問が必要な家庭に対し、自宅などへ出向いて育児情報の提供や相談に対応します。訪問を希望されていない家庭へは、他の場所での面談などを行う。	○			○		子育て支援課
110	4	母親学級の実施	主に初産婦とその家族を対象に、健全な母性と健やかなこどもの育成を図るため、妊娠・分娩・育児について講義をしたり、妊婦体操、歯科健診、ブラッシング、食生活の指導を行う。また、仲間づくりを進め、孤立化を防ぐとともに、参加者同士の交流を促進する。				○		健康増進課
110	4	パパママクラスの実施	初妊婦及び夫、またはその家族を対象に、赤ちゃんの沐浴実習や妊婦体験を通じ、父性・母性を育む。また、地域での子育ての仲間づくりを行う。				○		健康増進課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
110	5	産後ケア事業	出産後1年以内で、育児不安があるなどの産婦に対し、助産師が自宅を訪問して育児に関する指導やマッサージなどを行う居宅訪問型、産婦が施設に宿泊する短期入所型、産婦が施設に通う通所型の支援を行う。	○					子育て支援課
110	6	こんにちは赤ちゃん事業	助産師・保健師が、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、育児に関する情報の提供や相談に応じる。	○					子育て支援課
110	6	フォロー体制の充実	妊娠届出時の面談や出産後の赤ちゃん訪問等で把握した相談内容等から必要な支援を行うために、支援プランを作成し、関係機関と会議を行い、今後の方針等を決定する。	○					子育て支援課
111	7	乳児一般健康診査費助成	乳児期に3回分助成（3～6か月・9～11か月健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査。（再検査の場合は公費負担額を1回のみ追加助成）	○					健康増進課
111	7	1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月～2歳未満を対象に、身体計測や医師・歯科医師による診察、フッ化物塗布を行う。幼児初期における生活習慣の自立・う蝕の予防・栄養・その他に関する相談・助言を行い、健康の保持増進を図る。また、育児不安や養育上の心配のある者に対し適切な支援を行う。	○					健康増進課
111	7	3歳児健康診査の実施	3歳6か月～4歳未満を対象に身体計測、医師・歯科医師による診察、フッ化物塗布、尿検査、視力検査、聴力検査を行う。幼児期における生活習慣の自立・う蝕の予防・栄養・その他に関する相談・助言を行い、健康の保持増進を図る。また、育児不安や養育上の心配のある者に対し適切な支援を行う。	○					健康増進課
111	7	5歳児健康診査の実施	5歳児相当児（年中児）で未就園等の集団生活を経験していない幼児及び育児不安や養育上の心配のある者に対して医師・歯科医師による診察、身体計測、ブラッシング実習、集団での行動確認、教育センターの説明（保護者対象）、相談・助言（栄養・歯科含む）を行い、今後の見通しを立てて就学期につなげる支援を行う。	○					健康増進課
111	8	むし歯予防歯みがき相談の実施	2歳児を対象に、う蝕罹患の可能性の高い時期の児の口腔内の改善を図るため、ブラッシング実習、個別相談（育児・栄養含む）を行う。	○					健康増進課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
111	8	2歳児歯科健診の実施	2歳6か月～3歳未満を対象に集団指導、歯科医師による診察、フッ化物塗布、個別相談（育児・栄養含む）を行う。	○					健康増進課
111	8	フッ化物むし歯予防事業	幼児のう蝕罹患率の低下及び、かかりつけ歯科医制度の推進を図るため、問診や口腔内診査、フッ化物歯面塗布、保健指導を行う。	○					健康増進課
111	8	歯科健康教育の充実	歯と口腔の健康は、生涯にわたる心身の健康にも影響することから、保育園や小中学校において、歯みがき指導や食育も含めた健康教育を実施し、保護者やこどもが歯と口腔の健康に関心を持てるよう継続した支援を行う。	○	○	○			健康増進課
111	8・13	健康教育の実施	健康全般に関する正しい知識の普及に努め、健康意識の向上を図るため、健康についての各対象に合う内容で実施したり、適正な食生活が営めるような支援（講義・調理実習など）を行う。	○	○	○	○		健康増進課
111	9・11	心理相談の実施	育児不安を持つ親及び幼児健診等により発達面での遅れの心配がある児に対し、個別相談を行うことで、親の不安の軽減を図ると共に児の発達を支援する。	○					健康増進課
111	10	育児相談の実施	4か月児・10か月児を対象に、集団指導や身体計測を行い、乳児期の育児全般について相談・助言（栄養・歯科含む）を行い、母子の健康の保持増進を図る。	○					健康増進課
111	11	たんぽぽ教室の実施	親子遊びを通して、子育てを学ぶ場とし、児童の発達を支援すると共に、母子関係を深める機会とする。親同士の交流や個別相談も行う。	○					健康増進課
111	12	こども健全発達支援会議の開催と情報の共有化	こどもの健全育成及び障がい児療育対策の充実に向け、保健・福祉・教育の現場の職員による支援会議を定期的に開催するとともに、情報の共有を図る。	○					健康増進課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
111	13	離乳食相談会の実施	離乳食の進め方について、相談・助言を行い、正しい知識の普及と食事に関する支援を行う。	○					健康増進課
111	13	親子料理教室の実施	生活リズムを整え、朝食摂取を含めた望ましい食習慣の啓発を図るため、健康教育や調理実習を行う。		○				健康増進課
112	15	予防接種事業	感染症などの疾病から守るため、各種予防接種の周知・勧奨に努める。また、妊娠を予定・希望している夫婦や女性とそのパートナーに対して、風しんワクチンの接種費用の一部を助成する。	○	○	○	○		地域医療政策課
112	16	医療相談ほっとライン事業	健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、24時間365日無料で医師や看護師などがさまざまな悩みについて、電話でアドバイスを行う。	○	○	○	○		地域医療政策課
112	17	家庭教育学級開催事業	保護者が家庭でこどもの教育を行う上で必要な心構え、対応の仕方、留意点などを集団で、意図的・継続的に学習し、望ましい保護者の在り方やこどもに対する教育の資質を高めること、同時にこのことを通して保護者どうしが「つながる」ことを図る。	○	○	○			生涯学習課
112	18	若年がん患者在宅療養費助成	在宅の40歳未満の者であって、がんにかかっている者に対し、在宅療養サービス（訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与・福祉用具購入）の利用に要した費用の月額合計の9/10（上限54,000円／生活保護被保護者は60,000円）を助成。	○	○	○	○		健康増進課
112	18	免疫消失児等任意予防接種費用助成	骨髄移植や小児がんの治療により、免疫が低下、または消失し医師から再度予防接種を受ける必要があると判断された20歳未満の者に対して、定期予防接種の額を上限に、医療機関が設定する額を助成する。	○	○	○	○		健康増進課
112	19	特定不妊治療に係る先進医療費助成	特定不妊治療と併用して先進医療の治療を受けた者に対して、先進医療1回につき、要した費用の7/10に相当する額（上限50,000円）を助成（市単独事業）。				○		健康増進課
112	19	不育治療等費用の助成	不育症と診断を受け、治療等を行った場合は、年度内300,000円を上限に助成（市単独事業）。				○		健康増進課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
112	20	親子のコミュニケーション講座の実施（再掲）	児童虐待の防止を図るため、保護者がこどもとのコミュニケーションの取り方や、しつけのスキルなどを学ぶ講座を開催する。	○	○	○			子育て支援課
112	21	子育て応援サイト運営事業	「なりた子育て応援サイト」において、子育てに関する行政情報やこども向け専用ページを掲載する。「なり☆すく」においては市民ボランティアを公募し、市民ボランティアが取材・編集した子育て支援に関わる記事を発信し、市民目線の情報発信を行う。	○	○	○	○		こども政策課
112	21	子育てガイドブックの配布	子育てに関する情報を幅広くわかりやすく紹介するため、子育て支援課窓口や保健福祉館など市内各所で「なりた子育てガイドブック」を配布する。	○	○	○			こども政策課
112	22	母子保健事業のデジタル化【新規】	乳幼児健診に必要な問診票の記入をスマートフォンによる入力とすることで手続等を簡素化するとともに、母子健康手帳アプリを導入し、将来的には母子情報の一元化による健康管理の充実を図る。	○					子育て支援課 健康増進課

基本施策② 子育て支援サービスの充実

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
114	1	子育て支援センター管理運営事業（再掲）	就学前の親子を対象にした「なかよしひろば」及び小学生から高校生までを対象とした「ふれあいひろば」を設置・運営する。	○	○	○			こども政策課
114	1	保育園開放ふれあい事業	核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、保育園の施設や機能を地域に開放し、子育てを支援する。また、福沢諭吉記念こども館（長沼遊戯室（別棟））を開放し、放課後の遊びや学びの拠点を提供し、地域の児童と園児との交流を図る。	○	○	○			保育課
114	2	利用者支援事業（こども家庭センター型）	子育て支援課内に「成田市こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、児童福祉部門と母子保健部門の機能を統合した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的相談機関を運営する。	○	○	○	○		子育て支援課
114	3	利用者支援事業（特定型）	保育課窓口には保育利用支援員を配置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業の利用に当たっての情報集約や情報提供、相談などを行うことにより、利用者支援の充実を図る。	○					保育課
114	4	一時保育運営事業	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育及び保護者の育児に伴う心理的負担又は肉体的負担を解消するための保育に対応するため、一時保育を実施する。	○				○	保育課
114	5	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲）	全てのこどもの育ちを応援するとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消につなげるため、保育所等に通っていないこどもも保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に教育・保育施設等を利用できる乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を実施する。	○					こども政策課 保育課
114	6	保育園運営事業（再掲）	共働き世帯の増加等、年々増加傾向にある保育需要に対応するため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする乳幼児の健全な育成を図るため、全13園の公立保育園を運営する。	○					保育課
114	7	病児・病後児保育事業	児童が病氣中又は回復期の時、保護者が就労等の理由により集団保育や家庭での保育が困難な期間、医療機関等に開設された保育室において保育する。	○	○			○	こども政策課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
114	8	ファミリー・サポート・センター推進事業	乳幼児から小学生を対象に、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育てを援助したい方（協力会員）の連絡及び調整を行う地域の子育て相互援助の支援組織であるファミリー・サポート・センターへ補助金を交付し、活動を支援する。	○	○				こども政策課
115	9	子どもショートステイ事業	保護者が病気等で育児が困難なときに、児童養護施設等への委託により、一時的に宿泊を伴う養育・保護を行う。	○	○	○		○	子育て支援課
115	10	養育支援訪問事業	育児不安を抱えているなど、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士が訪問し、保護者の育児・養育能力を向上させるための支援を行う。	○	○	○			子育て支援課

基本施策③ 子育て世帯への経済的支援

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
117	1	子ども医療費助成事業	高校生相当年齢までの児童に係る医療費を助成することで、保健対策の充実や保護者の経済的負担の軽減を図る。	○	○	○		○	子育て支援課
117	2	未熟児養育医療費の給付	未熟児が指定養育医療機関において適切な医療を受けるためにかかる費用について給付する。医療費総額から、自己負担（子ども医療費助成制度の適用により1日当たり200円上限となる）を除いて給付する。	○					健康増進課
117	3	産婦健康診査・1か月児健康診査助成 【新規】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を拡充のため、産後間もない時期の産婦の心身ケアおよび生後1か月頃の乳児に疾病の早期発見、健康増進を図るため健康診査費用の一部を助成する。	○					健康増進課
117	4	妊娠・出産にかかる伴走型支援と 経済的支援の実施	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援と、妊娠届け出時と乳児家庭全戸訪問時の面談後に給付金等を支給する経済的支援を一体的に行います。	○			○		子育て支援課
117	5	児童手当支給事業	家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、児童を養育している父母等に手当を支給する。	○	○	○		○	子育て支援課
117	6	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が妊娠12週（85日）以上で出産をしたとき、被保険者の属する世帯の世帯主へ50万円支給する。	○				○	保険年金課
117	6	出産被保険者に係る国民健康保険税軽減制度	出産被保険者（出産する予定または出産した被保険者）が世帯に属する場合、産前産後期間（単胎妊娠は4か月間、多胎妊娠は6か月間）の所得割および均等割を軽減する。				○		保険年金課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
117	6	産前産後免除（年金）	国民年金第1号加入者が出産をする場合、出産日（または予定日）が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は3か月前から6か月間）国民年金保険料が免除される。免除された期間も保険料を納付したものであるとして、老齢基礎年金の受給額に反映される。				○		保険年金課
117	7	未就学児に係る国民健康保険税軽減制度	未就学児が世帯に属する場合、未就学児に係る被保険者均等割を5割軽減する。	○					保険年金課
117	8	認可外保育施設等利用者補助事業（再掲）	認可保育所等を待機になったことにより、やむなく認可外保育施設を利用している保護者がいることから、認可保育所との負担格差を解消するため、利用料の一部を補助する。	○					保育課
117	9	学校給食事業(学校給食費無料化)	保護者の経済的負担の軽減のため、一定の要件を満たす場合に、市立小中義務教育学校の児童生徒に係る学校給食費を無料とする。		○	○			学校給食センター
117	9	学校給食事業（食物アレルギー児等 学校給食費相当額助成）	食物アレルギー等により学校給食の提供を一切受けられず毎日弁当を持参している児童生徒の保護者を対象に、学校給食費相当額を助成する。		○	○			学校給食センター
117	10	小学校通学支援事業 （児童遠距離通学費補助） 中学校通学支援事業 （生徒遠距離通学費補助）	通学距離4km以上の遠距離通学をする児童生徒の保護者に対して通学費の一部を補助し、経済的負担の軽減を図る。		○	○			教育指導課
117	10	小学校修学旅行補助事業 中学校修学旅行補助事業	修学旅行に要する交通費の一部を補助し、保護者負担の軽減を図るとともに適正な教育水準の確保に努める。		○	○			教育指導課
117	11	結婚新生活支援事業	新婚世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進と若者の定住促進につなげるため、結婚に伴う新居の家賃や住宅の取得費用、リフォーム費用、引越費用の一部を補助する。				○		企画政策課
118	12	教育資金利子補給事業	高校・大学等に入学または在学する者及びその扶養義務者等が、国の教育ローンを利用した場合、在学期間の利子の1/2又は5%のいずれか低い率を限度に、最長7年間補給する。			○	○	○	教育総務課

基本施策④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
120	1	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方の自立を支援するため、包括的な相談支援を行う窓口として「暮らしサポート成田」を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施する。	○	○	○	○		社会福祉課
120	2	初回産科受診費用助成	低所得の妊婦（市民税非課税世帯に属する妊婦）について、経済的負担の軽減（初回参加受診費用に要した金額10,000円を上限に助成）を図るとともに、本事業において把握した支援が必要な妊婦について、適切な支援が提供されるよう、関係機関との連絡調整を行うこと等により、連携を図る。				○	○	健康増進課
120	3	小学校就学援助費支給事業 中学校就学援助費支給事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者からの申請を受け、援助が必要な児童を認定し、学校生活に必要な物品や給食費等を支給する。 学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病の治療に対し、要保護及び準要保護児童生徒の医療費を援助する。		○	○		○	学務課
120	4	保育所等入所世帯支援事業	所得の低い世帯等における一時預かり事業の利用を促進するため、利用料の一部を補助する。また、所得の低い世帯に対して、保育所等で使用する物品の購入費等を補助する。	○				○	保育課
120	6	養育支援訪問事業（再掲）	育児不安を抱えているなど、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士が訪問し、保護者の育児・養育能力を向上させるための支援を行う。	○	○	○			子育て支援課
120	7	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる特に支援が必要な家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、養育環境を整える。	○	○	○	○	○	子育て支援課
120	8・10	母子・父子家庭自立支援事業 （母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業）	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得に寄与し、経済的な自立を促進するために高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給する。	○	○	○	○	○	子育て支援課
120	8・10	母子・父子家庭自立支援事業 （母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業）	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の促進に資するための主体的な能力開発の取組みを支援し、経済的な自立を促進するため自立支援教育訓練給付金を支給する。	○	○	○	○	○	子育て支援課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
120	9	母子生活支援施設等入所措置事業	DV被害にあっている母子や、在宅における子育て環境が欠如している母子を、母子生活支援施設に入所させて、自立促進のための支援を行う。また、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産を受けるための支援を行う。	○	○	○		○	子育て支援課
121	11	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。	○	○	○		○	子育て支援課
121	11	母子・父子家庭支援事業 (母子家庭・父子家庭等医療費等助成事業)	ひとり親家庭等の父又は母及びこども等の医療費、調剤費及び診察・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給することにより母子・父子家庭等の福祉の向上を図る。	○	○	○		○	子育て支援課
121	11	母子・父子家庭支援事業 (母子家庭・父子家庭等児童入学及び就職祝金支給事業)	高校に入学、又は中学校卒業後直ちに就職する児童の養育者に祝金の支給をする事により児童の入学及び就職に要する経費を軽減し併せて児童を激励するため、祝金を支給する。			○		○	子育て支援課
121	12	母子・父子家庭自立支援事業 (ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	ひとり親家庭の親またはその扶養する児童に対し、受講開始時給付金及び受講修了時給付金並びに合格時給付金を支給することにより、高卒認定試験の合格を支援し、ひとり親家庭の経済的な自立を促進する。			○	○	○	子育て支援課
121	13	母子・父子家庭支援事業 (遺児等手当支給事業)	父母又は父母のいずれかが死亡し、又は障害の状態になった場合、その児童の養育者に対して遺児等手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。	○	○	○		○	子育て支援課

基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

基本施策① 地域における子育て支援活動の推進

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
123	1	こどもの居場所づくり推進事業【新規】 (再掲)	こどもが気軽に安心して過ごせる「こどもの居場所」について更なる充実を図るとともに、こどもたちが地域の幅広い世代とつながる機会を確保することを目的として、「こどもの居場所」の新規開設、整備及び実施に要する経費の一部を助成する。また、市内の小学生を対象として、遊びや学習を通して交流できる場を提供する。	○	○	○	○	○	こども政策課
123	3	こども家庭センターの運営（再掲）	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、児童福祉部門と母子保健部門の機能を統合した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的相談機関を運営する。	○	○	○	○		子育て支援課
123	4	子どもを守る地域ネットワークの設置（再掲）	要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会として設置する。	○	○	○	○		子育て支援課
123	5	ファミリー・サポート・センター推進事業 (再掲)	乳幼児から小学生を対象に、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育てを援助したい方（協会員）の連絡及び調整を行う地域の子育て相互援助の支援組織であるファミリー・サポート・センターへ補助金を交付し、活動を支援する。	○	○				こども政策課
123	6	スポーツ団体育成事業（再掲）	市民のスポーツ・レクリエーション活動の中心となる各スポーツ団体の強化・育成を通じて、市民のスポーツ活動の充実に努めている。		○	○	○		スポーツ振興課
123	6	青少年健全育成事業（再掲）	青少年育成団体の活動に助成・支援を行うことにより、地域における青少年活動を活発にし、青少年の健全な育成を図る。		○	○			生涯学習課
123	7	学校運営協議会推進事業（再掲）	「地域の特色を活かすための人材活用」「地域のよさを知り、地域の一員として自覚をもったこどもの育成」を具体的な目標としながら、地域と学校が連携し一体となって、未来の創り手となる成田のこどもたちを育てる。		○	○			生涯学習課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
123	7	学校支援地域本部事業（再掲）	学校の求めに応じて、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できるしくみを整え、地域ぐるみでこどもを見守り育てる体制づくりを推進する。これにより、教員がこどもと向き合う時間を確保し、教員の負担軽減を図る。		○	○			生涯学習課

基本施策② こどもや子育て世帯が安心して過ごせる環境の整備

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
125	1	地域安全対策事業	児童生徒の安全確保のため、青色回転灯を装着したパトロール車により、通学路防犯広報啓発活動を実施する。	○	○	○			交通防犯課
125	1	交通安全啓発事業	成田市内の希望する保育園等に交通安全教育を目的として、それぞれ年間3回程度交通安全教室を実施するとともに、市立の小中義務教育学校の児童・生徒に交通安全啓発用品や交通安全チラシを配布する。	○	○	○			交通防犯課
125	2	女性のための相談（再掲）	女性のための相談窓口など各種相談窓口を設け、相談体制の充実を図るとともに、相談員などの研修、DV防止のための啓発などを行う。	○	○	○	○		市民協働課
125	3	消費生活啓発事業	若者に発生しやすいトラブルを防止するため、成人式および市内大学・専門学校で若者向けの消費啓発物資を配布する。また、消費者教育として「親子向けの消費者講座」を開催する。		○		○		商工振興企業立地課
125	3	消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。			○	○		商工振興企業立地課
125	4	薬物乱用防止の啓発	薬物に関する正しい知識の普及のため、薬物乱用防止に関する啓発などを行う。	○	○	○	○		地域医療政策課 教育指導課
125	5	パパママクラスの実施（再掲）	初妊婦及び夫、またはその家族を対象に、赤ちゃんの沐浴実習や妊婦体験を通じ、父性・母性を育む。また、地域での子育ての仲間づくりを行う。				○		健康増進課
125	7・8	育児休業制度等の普及啓発と利用促進	子育てしやすい職場環境に向け、商工団体や経営者に対して理解と協力を求めるとともに、制度の趣旨や内容についての情報提供、普及啓発活動を行う。				○		商工振興企業立地課

計画 ページ	【主な取組事項】 掲載番号	事業名	事業内容	対 象 ※保護者が対象の事業の場合は 当該保護者のこどもの年齢				こどもの 貧困対策	担当課名
				乳幼児期	学童期	思春期	青年期		
125	9	職業相談事業	若年者就業支援施設「ジョブカフェちば」と共催し、若年求職者（就職を希望している15歳～概ね30歳代までの方）への就職活動相談会を開催する。 ※ジョブカフェちば・栄町共催事業			○	○		商工振興企業立地課
125	10	男女共同参画講座開催事業	男女共同参画社会の形成に向けて、市民から公募の男女共同参画推進員の参画により男女共同参画講演会及びセミナーを開催する。		○	○	○		市民協働課